

## 大仙市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準

この標準は、大仙市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する入札参加資格として定めるべき要件に関し必要な事項を定める。

### 第1章 測量業務

測量業務共通仕様書（秋田県建設交通部）を適用する測量業務については、業務内容に応じて発注業務を表1-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表1-2を標準として定めるものとする。

#### (1) 業務区分表（表1-1）

業務区分	業務内容
業務①	一般的な測量業務（軽易な設計業務を含む）で設計金額が150万円未満のもの
業務②	設計金額が150万円以上300万円未満のもの
業務③	設計金額が300万円以上のもの
業務④	空中写真測量等特殊な技術を要する測量業務

注1) 一般的な測量業務とは、測量業務共通仕様書に規定する基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量及び用地測量並びにこれらに類する業務をいう。

注2) 特殊な技術を要する測量業務とは、測量業務共通仕様書に規定する空中写真測量及び数値地形測量並びにこれらに類する業務をいう。

#### (2) 標準要件（表1-2）

要 件	業 務 区 分			
	業務①	業務②	業務③	業務④
等級格付	C	A又はB	A又はB	秋田県の要件を準用
地域要件(会社・技術者)	市内業者	市内業者	市内又は準市内	県内に本店又は営業所
実績(会社・技術者)	—	(必要に応じて) 同種類似業務		同種類似業務の実績
配置予定技 術者の資格	管理技術者	・測量士		
	担当技術者	・測量士1名及び測量士又は測量士補1名		
その他要件	—			当該業務に必要な事項

注1) 等級格付のA、B及びC等級は、測定の等級とする。

注2) 業務④における地域要件については、県内に本店又は営業所を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、東北管内に本店、営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注3) 同種類似業務の実績は、地方公共団体又は国（以下「地方公共団体等」という。）から受注した業務とし、実績地域（市内、地域振興局管内、県内、東北管内）を指定することができるものとする。

注4) 3級以上の基準点測量、深淺測量、トンネル隧道における測量等は、技術的難易度を勘案し必要に応じて会社及び管理技術者の入札参加資格に同種類似業務の実績要件を付すものとする。

注5) 当該業務に必要な事項としては、地籍調査業務において地籍調査管理技術者若しくは地籍主任調査員又はその両方を有することを指定できるものとする。

## 第2章 土木関係建設コンサルタント業務

設計業務等共通仕様書（秋田県建設交通部）を適用する土木関係建設コンサルタント業務については、業務内容に応じて発注業務を表2-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表2-2を標準として定めるものとする。

### (1) 業務区分表（表2-1）

業務区分	業務内容
業務①	設計金額が150万円未満の軽易な設計業務
業務②	一般的な設計業務
業務③	高度な若しくは専門的な技術力を必要とする業務

注1) 軽易な設計業務とは、主に標準設計の使用により設計が可能な業務で、次のとおりとする。

①道路設計にあつては、原則として次に掲げる内容を含まないものとする。

- ア 車道幅員が6mを超える幹線道路の設計
- イ 軟弱地盤の設計（路床置換工法を除く）
- ウ 特殊法面の設計
- エ 構造計算及び安定計算を必要とする構造物設計
- オ 公安委員会協議を必要とする交差点設計

②水路設計にあつては、原則として次に掲げる内容を含まないものとする。

- ア 秋田県農業農村整備事業標準設計が適用できない構造物の設計
- イ 複雑な水理計算を必要とする水路設計

③付帯施設の設計にあつては、①及び②に準ずるものとする。

注2) 高度な若しくは専門的な技術力を必要とする業務とは、以下に該当する業務をいう。

- ①技術経費率が30%以上の高度な技術力を必要とする業務
- ②上下水道設計業務
- ③橋梁設計業務
- ④都市計画・地域計画等の調査計画業務
- ⑤その他特殊な設計業務

注3) 一般的な設計業務とは、業務①及び業務③以外のものをいう

### (2) 標準要件（表2-2）

要 件		業 務 区 分		
		業務①	業務②	業務③
等級格付		A又はB等級	A等級	秋田県の格付を準用
コンサルタント登録		—	—	部門指定
地域要件(会社・技術者)		市内業者	市内及び準市内	県内に本店又は営業所
実績(会社・技術者)		—	(必要に応じて)	同種類似業務の実績
配置予定 技術者の 資格	管理技術者	・技術士(同等含む) ・RCCM(合格者含む) (全て部門は問わない) ・農業土木技術管理士 ・実務経験の有る者	・技術士(同等含む) ・RCCM(合格者含む) (全て部門は問わない) ・農業土木技術管理士	・技術士 (部門指定)
	照査技術者	資格を問わない	・技術士(同等含む) ・RCCM(合格者含む) (全て部門は問わない) ・農業土木技術管理士	・技術士 ・RCCM (全て部門指定)

- 注1) 等級格付のA及びB等級は、土木関係建設コンサルタントの等級とする。
- 注2) 業務③における地域要件については、県内に本店又は営業所を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、東北管内に本店、営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。
- 注3) 同種類似業務の実績は、地方公共団体等から受注した業務とし、実績地域（市内、地域振興局管内、県内、東北管内）を指定することができるものとする。
- 注4) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号。以下「規程」という。）の別表の左欄に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。
- 注5) 技術士同等とは、規程第3条第1号ロに該当する者をいう。
- 注6) 実務経験の有る者とは、コンサルタント会社に12年以上在籍し、当該業務の実務経験を測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）により確認できるものをいう。
- 注7) 業務②における農業土木技術管理士については、管理技術者、照査技術者のいずれかのみ配置可能とする。

### 第3章 補償コンサルタント業務

補償コンサルタント業務については、業務内容に応じて発注業務を表3-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表3-2を標準として定めるものとする。

#### (1) 業務区分表（表3-1）

業務区分	業務内容
業務①	設計金額が300万円未満のもの
業務②	設計金額が300万円以上のもの

#### (2) 標準要件（表3-2）

要件	業務区分	
	業務①	業務②
等級格付	A等級	秋田県の格付を準用
コンサルタント登録	対象となる業務部門の登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地調査部門</li> <li>・ 土地評価部門</li> <li>・ 物件部門</li> <li>・ 機械工作物部門</li> <li>・ 営業補償、特殊補償部門</li> <li>・ 事業損失部門</li> <li>・ 補償関連部門</li> <li>・ 総合補償部門</li> </ul>	
地域要件（会社・技術者）	—	県内に本店
実績（会社・技術者）	—	同種類似業務の実績
配置予定技術者の資格	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（対象となる部門の）補償業務管理者、補償業務管理士</li> <li>・（総合補償部門）総合補償士</li> </ul>

- 注1) 等級格付のA等級は、補償コンサルタントの等級とする。
- 注2) 複数の部門を含む業務にあつては、対象となる業務それぞれの部門の登録を要件とする。
- 注3) 業務②における地域要件については、県内に本店を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、県内に営業所、東北管内に営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。
- 注4) 同種類似業務の実績は、地方公共団体等から受注した業務とし、実績地域（市内、地域振

興局管内、県内、東北管内)を指定することができるものとする。

注5) 複数部門を含む業務の管理技術者は、主たる業務部門の資格を有する者とする。

#### 第4章 地質調査業務

地質・土質調査業務共通仕様書(秋田県建設交通部、以下「地質仕様書」という。)を適用する地質調査業務については、業務内容に応じて発注業務を表4-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表4-2を標準として定めるものとする。

##### (1) 業務区分表(表4-1)

業務区分	業務内容
業務①A	一般的な地質調査業務(総合解析とりまとめを含まない)
業務①B	〃(総合解析とりまとめを含む)
業務②	地すべり調査等特殊な技術を要する調査業務

注1) 一般的な地質調査業務とは、地質仕様書第2章から第6章までに規定する機械ボーリング、サンプリング、サウンディング、原位置試験及び解析等調査業務をいう。

注2) 総合解析とりまとめとは、地質仕様書第602条第5項に規定する総合解析とりまとめ業務をいう。

注3) 特殊な技術を要する調査業務とは、地質仕様書第7章から第9章までに規定する軟弱地盤技術解析、物理探査及び地すべり調査業務並びにこれらに類する業務をいう。

##### (2) 標準要件(表4-2)

要 件	業 務 区 分		
	業務①		業務②
	A(総合解析無し)	B(総合解析有り)	
等級格付	A等級	A等級	秋田県の格付を準用
コンサルタント登録	—	—	地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務登録
地域要件(会社・技術者)	—	—	県内に本店
実績(会社・技術者)	—	—	同種類似業務の実績
配置予定 技術者の 資格	管理技術者 ・技術士(同等含む) ・RCCM ・地質調査技士 (全て部門指定)	・技術士(同等含む) ・RCCM (全て部門指定)	・技術士(同等含む) ・RCCM (全て部門指定)

注1) 等級格付のA等級は、地質調査の等級とする。

注2) 地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務(「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」又は当該調査に関連する部門)登録を有することを要件とする。「当該調査に関連する部門」とは、例として、調査後の工事が道路関連である場合は「道路部門」のことをいう。

注3) 業務②における地域要件については、県内に本店を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、県内に営業所、東北管内に営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注4) 同種類似業務の実績は、地方公共団体等から受注した業務とし、実績地域(市内、地域振興局管内、県内、東北管内)を指定することができるものとする。